

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

委員一覧 (20名)

委員長	広野	ただし (民主)	岸	宏一 (自民)	林	久美子 (民主)
理事	景山	俊太郎 (自民)	北川	イッセイ (自民)	森	ゆうこ (民主)
理事	末松	信介 (自民)	関口	昌一 (自民)	柳澤	光美 (民主)
理事	小川	敏夫 (民主)	田中	直紀 (自民)	風間	昶 (公明)
理事	山根	隆治 (民主)	藤井	基之 (自民)	木庭	健太郎 (公明)
	岡田	直樹 (自民)	松山	政司 (自民)	緒方	靖夫 (共産)
	河合	常則 (自民)	浅尾	慶一郎 (民主)		(18.1.20 現在)

(1) 審議概観

第164回国会において本特別委員会に付託された法律案は、衆議院提出1件（北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員長）であり、これを可決した。

〔法律案の審査〕

北朝鮮人権法 平成17年12月に国連総会において北朝鮮の拉致問題への言及を含む決議が採択された。また、米国においても、平成16年10月に北朝鮮人権法が成立している。これらの動向を踏まえ、民主党及び自民・公明党より、それぞれ北朝鮮人権法案が提出された。その後、与野党間で協議が行われ、自民・公明党案をベースに民主党案の脱北者保護に係る規定を盛り込み、衆議院北朝鮮拉致問題等特別委員長により提出された。拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律案は、北朝鮮の人権状況に関する国連総会決議を踏まえ、我が国の喫緊の国民的な課題である拉致問題の解決をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題について、国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害の実態を解明し、及びその抑止を図ろうとするものである。委員会においては、脱北者問題に係るこれまでの政府の対応と本法律案との関係等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

〔国政調査等〕

第163回国会閉会後の平成17年12月14日及び15日の2日間、北朝鮮による拉致問題等に関する実情調査のため石川県及び福井県へ委員派遣を行うこととなっていたが、天候不良のため中止となった。第164回国会が開会し、平成18年2月22日及び23日の2日間、再度、同地へ委員派遣を行い、石川県、石川県警本部、救う会石川、特定失踪者問題調査会、福井県、小浜市、福井県警本部、救う福井の会等の関係者から、拉致事案、帰国された拉致被害者とその家族に対する支援の在り方、特定失踪者問題等について意見を聴取し質疑を行った。

平成18年6月2日、上記委員派遣について派遣委員から報告を聴取するとともに、北朝鮮をめぐる最近の状況について麻生外務大臣から報告を聴いた後、特定失踪者問題、拉致被害者等支援策、拉致問題解決に向けた国際的連携、政府の拉致問題特命チームの活動、米国による資金洗浄対策に係る金融措置、北朝鮮との輸出入貿易管理の強化、日朝包括並行協議、六者会合等の諸問題について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成17年11月24日（木）（第163回国会閉会後第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 日朝政府間協議及び第5回六者会合について麻生外務大臣から報告を聴いた後、日朝政府間協議に関する件、六者会合と拉致問題解決に関する件、北朝鮮に対する経済制裁に関する件、国連総会における北朝鮮非難決議採択に関する件等について麻生外務大臣、安倍内閣官房長官、金田外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕景山俊太郎君（自民）、末松信介君（自民）、森ゆうこ君（民主）、木庭健太郎君（公明）、緒方靖夫君（共産）

- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。
-

○平成18年1月20日（金）（第1回）

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。
- 委員派遣の中止について派遣委員から報告を聴いた。

○平成18年2月7日（火）（第2回）

- 委員派遣を行うことを決定した。

○平成18年6月2日（金）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 派遣委員から報告を聴いた。
- 北朝鮮をめぐる最近の状況について麻生外務大臣から報告を聴いた後、特定失踪者問題に関する件、拉致被害者等支援策に関する件、拉致問題解決に向けた国際的連携に関する件、政府の拉致問題特命チームの活動に関する件、米国による資金洗浄対策に係る金融措置に関する件、北朝鮮との輸出入貿易管理の強化に関する件、日朝包括並行協議に関する件、六者会合に関する件等について杳掛国家公安委員会委員長、安倍内閣官房長官、麻生外務大臣、金田外務副大臣、江田環境副大臣、三浦農林水産副大臣、櫻田内閣府副大臣、小林経済産業大臣政務官、山中外務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕景山俊太郎君（自民）、浅尾慶一郎君（民主）、森ゆうこ君（民主）、木庭健太郎君（公明）、緒方靖夫君（共産）

○平成18年6月14日(水)(第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律案(衆第38号)
(衆議院提出)について提出者衆議院北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員長平沢勝栄君から趣旨説明を聴き、麻生外務大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。
〔質疑者〕緒方靖夫君(共産)
(衆第38号)賛成会派 自民、民主、公明
反対会派 共産
- 北朝鮮による拉致問題等に関する対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 議案の要旨

○成立した議案

拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律案
(衆第38号)

【要旨】

本法律案は、2005年12月16日の国際連合総会において採択された北朝鮮の人権状況に関する決議を踏まえ、我が国の喫緊の国民的な課題である拉致問題の解決をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が国際社会を挙げて取り組むべき課題であることにかんがみ、この問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、及びその抑止を図ることを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、国は、北朝鮮当局による国家的犯罪行為である日本国民の拉致問題を解決するため、最大限の努力をするものとする。
- 二、政府は、北朝鮮当局によって拉致され、又は拉致されたことが疑われる日本国民の安否等について国民に対し広く情報の提供を求めるとともに自ら徹底した調査を行い、その帰国の実現に最大限の努力をするものとする。
- 三、政府は、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関し、国民世論の啓発を図るとともに、その実態の解明に努めるものとする。
- 四、地方公共団体は、国と連携を図りつつ、前記三の問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとする。
- 五、12月10日から同月16日までを、北朝鮮人権侵害問題啓発週間とする。国及び地方公共団体は、北朝鮮人権侵害問題啓発週間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めるものとする。
- 六、政府は、毎年、国会に、拉致問題の解決その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対

処に関する政府の取組についての報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

七、政府は、拉致被害者、脱北者（北朝鮮を脱出した者であつて、人道的見地から保護及び支援が必要であると認められるものをいう。）その他北朝鮮当局による人権侵害の被害者に対する適切な施策を講ずるため、外国政府又は国際機関との情報の交換、国際捜査共助その他国際的な連携の強化に努めるとともに、これらの者に対する支援等の活動を行う国内外の民間団体との密接な連携の確保に努めるものとする。

八、政府は、脱北者の保護及び支援に関し、施策を講ずるよう努めるものとする。

九、政府は、前記七の民間団体に対し、必要に応じ、情報の提供、財政上の配慮その他の支援を行うよう努めるものとする。

十、政府は、拉致問題その他北朝鮮当局による日本国民に対する重大な人権侵害状況について改善が図られていないと認めるときは、北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する国際的動向等を総合的に勘案し、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法の規定による措置、外国為替及び外国貿易法の規定による措置その他の北朝鮮当局による日本国民に対する人権侵害の抑止のため必要な措置を講ずるものとする。

十一、この法律は、公布の日から施行する。